

## 児童公園遊具等整備助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、伊勢市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が自治会やその他施設管理者（以下「管理者」という。）の所有する児童公園の遊具の設置及び修理等、遊具の整備に関する助成を行い、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

### (対象)

第2条 この要綱において児童公園とは伊勢市内にある、児童公園（ただし、都市公園等行政が管理する施設は除く。）をいう。

### (助成対象)

第3条 社協は、児童公園の環境整備について次の各号につき、助成する。

- (1) 設置（遊具及び公園内の環境設備）
- (2) 修理及び解体・撤去
- (3) 砂場及び遊具付近の砂の補給（1回の補給量は1.5m<sup>3</sup>とする）
- (4) 塗装

2 助成は当該年度の予算の範囲内で行い、一管理者につき、限度額は10万円とする。

### (児童公園の保全管理)

第4条 遊具の保全及び管理は、管理者の責任で行い、塗装の労務は管理者が行う。

### (助成金の申請)

第5条 当該児童公園の管理者が、第3条の助成を受けようとするときは、児童公園遊具等整備助成金申請書（様式第1号）に施工業者の見積書を添付し、社協会長に提出する。

### (助成の決定)

第6条 社協会長が、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査して助成の適否を決定し、児童公園遊具等整備助成決定通知書（様式第2号-1）または児童公園遊具等整備助成却下通知書（様式第2号-2）を管理者へ通知する。

### (助成金の請求)

第7条 前条により、助成を受けることが決定した管理者は、工事完了後速やかに、施工前、施工後の写真、及び施工業者の請求書及び領収証の写しを添付して、児童公園遊具等整備助成金請求書（様式第3号）を社協会長に提出する。

### (助成金の返還)

第8条 助成金を受けた管理者が、災害その他、特別な事由による場合を除く他、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全額又は、一部を返還しなければならない。

- (1) 助成対象事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき
- (2) 助成対象事業を中止し、完了する見込みがないとき
- (3) 助成金を目的外に使用したとき

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年10月 1日から施行する。